

第 5 1 4 回（定例）福崎町議会会議録

令和 6 年 6 月 7 日（金）
午前 9 時 3 0 分 開 会

○令和 6 年 6 月 7 日、第 5 1 4 回（定例）福崎町議会は、福崎町役場に招集された。

○出席議員 1 4 名

1 番	石 川 治	8 番	小 林 博
2 番	竹 本 繁 夫	9 番	河 嶋 重一郎
3 番	牛 尾 雅 一	1 0 番	松 岡 秀 人
4 番	大 塚 記美代	1 1 番	城 谷 英 之
5 番	吉 高 平 記	1 2 番	富 田 昭 市
6 番	植 岡 茂 和	1 3 番	三 輪 一 朝
7 番	宇 崎 壽 幸	1 4 番	前 川 裕 量

○欠席議員（な し）

○事務局より出席した職員

事 務 局 長 澤 田 和 也 主 事 阿 保 佑 夏

○説明のため出席した職員

町 長	尾 崎 吉 晴	副 町 長	近 藤 博 之
教 育 長	高 橋 渉	公 営 企 業 管 理 者	福 永 聡
技 監	津 田 知 宏	会 計 管 理 者	福 永 知 美
住 民 生 活 課 長	山 本 克 典	総 務 課 長	岩 木 秀 人
企 画 財 政 課 長	蔭 谷 秀 樹	税 務 課 長	岡 本 昌 文
地 域 振 興 課 長	成 田 邦 造	ほ け ん 年 金 課 長	西 村 由 紀 子
福 祉 課 長	小 幡 伸 一	農 林 振 興 課 長	吉 田 利 彦
ま ち づ く り 課 長	山 下 勝 功	上 下 水 道 課 長	橋 本 繁 樹
町 参 事 兼 学 校 教 育 課 長	大 塚 謙 一	社 会 教 育 課 課 長 補 佐	鷺 尾 進 吾

○議事日程

第 1	会議録署名議員の指名
第 2	会期の決定
第 3	諸報告
第 4	報告第 2 号 令和 5 年度福崎町一般会計予算繰越明許費にかかる繰越計算書の報告について
第 5	報告第 3 号 令和 5 年度福崎町下水道事業会計予算繰越計算書の報告について
第 6	議案第 3 4 号 専決処分の承認を求めることについて（福崎町町税条例の一部を改正する条例）
第 7	議案第 3 5 号 中播公平委員会委員の選任について
第 8	議案第 3 6 号 兵庫県市町村職員退職手当組合理約の一部変更について
第 9	議案第 3 7 号 兵庫県町議会議員公務災害補償組合理約の一部変更について
第 1 0	議案第 3 8 号 兵庫県後期高齢者医療広域連合理約の一部変更について
第 1 1	議案第 3 9 号 福崎町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

- 第 1 2 議案第 4 0 号 福崎町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例について
- 第 1 3 議案第 4 1 号 令和 6 年度福崎町一般会計補正予算（第 1 号）について
- 第 1 4 議案第 4 2 号 工事請負契約について（特別教室空調設備等設置工事）
- 第 1 5 議案第 4 3 号 調停の申立てについて

○本日の会議に付した事件

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸報告
- 第 4 報告第 2 号 令和 5 年度福崎町一般会計予算繰越明許費にかかる繰越計算書の報告について
- 第 5 報告第 3 号 令和 5 年度福崎町下水道事業会計予算繰越計算書の報告について
- 第 6 議案第 3 4 号 専決処分の承認を求めることについて（福崎町町税条例の一部を改正する条例）
- 第 7 議案第 3 5 号 中播公平委員会委員の選任について
- 第 8 議案第 3 6 号 兵庫県市町村職員退職手当組合理約の一部変更について
- 第 9 議案第 3 7 号 兵庫県町議会議員公務災害補償組合理約の一部変更について
- 第 1 0 議案第 3 8 号 兵庫県後期高齢者医療広域連合理約の一部変更について
- 第 1 1 議案第 3 9 号 福崎町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 第 1 2 議案第 4 0 号 福崎町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例について
- 第 1 3 議案第 4 1 号 令和 6 年度福崎町一般会計補正予算（第 1 号）について
- 第 1 4 議案第 4 2 号 工事請負契約について（特別教室空調設備等設置工事）
- 第 1 5 議案第 4 3 号 調停の申立てについて

開会及び開議

- 議 長 皆さん、おはようございます。
- 第 5 1 4 回福崎町議会定例会の開会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。
- 山々の緑も濃くなり、早苗田の美しい季節になりました。議員の皆様におかれましては、ご健勝にてご参集賜り、誠にありがとうございます。
- さて、本定例会に提案されます議案は、報告第 2 号から議案第 4 3 号までの報告 2 件、議案 1 0 件の計 1 2 件であります。いずれも重要な案件でありますので、慎重にご審議をいただき、また、議事の円滑なる運営につきましても格別のご協力をお願いいたしまして、本定例会の開会の挨拶といたします。
- ここで、4 月 1 日付人事異動等があり、その内容についてはご承知のことと存じますが、このたび新しく技監、課長になられた方からご挨拶を受けたいと思います。
- 技 監 皆様、おはようございます。
- 4 月 1 日付で兵庫県から参りまして、技監に着任しております津田知宏と申します。微力ではございますが、町の活性化や安全・安心の確保に向けて全力で取り組んでまいります。至らぬ点もあろうかと思いますが、皆様のご指導ご鞭撻を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。私のご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願い致します。
- 税 務 課 長 おはようございます。

4月1日付で税務課長を拝命いたしました岡本昌文でございます。町の施策を行う上で最も大きな財源であります町税の賦課及び徴収という大切な職務を任せられました。甚だ微力ではございますが、課員一丸となって頑張っていく所存でございますので、議員の皆様には、ご指導ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。就任の挨拶とさせていただきます。

住民生活課長 おはようございます。

この4月1日付人事異動で住民生活課長を拝命しました山本と申します。住民生活課は、その名のとおり住民さんの生活に直結した業務を担う部署であります。その分、業務も多々ありまして、課題や懸案事項も多岐にわたりますが、第6次総合計画に掲げました誰もが安全で快適に暮らせるまちづくり、共に進める持続可能なまちづくり、これらを念頭に置きまして、住民サービスの向上に努めてまいります。至らぬ点ばかりですが、ご指導ご鞭撻のほどよろしくお願いいたします。

会計管理者 皆様、おはようございます。

4月1日付で会計管理者を拝命しました福永でございます。微力ではございますが、町政運営を支える公金を預かる者として、適正な公金管理、会計事務の執行に精いっぱい取り組んでまいります。皆様のご指導ご鞭撻をよろしくお願い申し上げます。

議会事務局長 皆様、おはようございます。

4月1日付の人事異動によりまして、議会事務局長を拝命いたしました澤田と申します。15年ほど前にも議会事務局にいましたが、今回はまた違った立場での着任であり、当時の何倍にも責任の重さを感じているところです。微力ではございますが、議員各位の議会活動が円滑に行えるよう、精いっぱい努めてまいりますので、ご指導ご鞭撻のほど、どうぞよろしくお願い申し上げます。

議長 ただいまの出席議員数は14名でございます。定足数に達しております。よって、第514回福崎町議会定例会が成立したことを宣告いたします。

なお、本日の会議に木ノ本社会教育課長から欠席届が出ております。社会教育課長の代わりに鷲尾課長補佐が出席しておりますので報告しておきます。

また、総務課及び事務局から写真撮影の申出が出ておりますので、撮影を許可いたします。

ただいまから第514回福崎町議会定例会を開会いたします。

これより本日の日程に入ります。

本日の日程は、お手元に配付しております議事日程に記載のとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

議長 日程第1は、会議録署名議員の指名であります。

会議録署名議員の指名は、会議規則第127条の規定により議長が指名いたします。

6番、植岡茂和議員

13番、三輪一朝議員

以上の両議員をお願いいたします。

日程第2 会期の決定

議長 日程第2は、会期の決定であります。

会期の決定の件を議題といたします。

去る５月３１日、議会運営委員会を開いて検討をお願いいたしましたところ、既に皆様のお手元に配付しております日程表案のとおり、本日から６月２１日までの１５日間としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長 異議なしと認めます。

よって、会期は本日から６月２１日までの１５日間といたします。

日程第３ 諸報告

議長 日程第３は、諸報告であります。

３月２５日の第５１３回福崎町議会定例会閉会后、本日までの議会活動について、事務局に報告をさせます。

事務局 議会活動報告をいたします。

報告の内容につきましては、主なものを申し上げます。

４月６日、第１グラウンド駐車場周辺において、民俗辻広場まつりが開催され、各議員が出席いたしました。

５月８日、神崎郡町村議会議長会先進地視察として、加古川東消防署、加東消防署を視察いたしました。

５月１２日、福崎東中学校グラウンドにおいて、福崎町消防団消防操法大会が開催され、各議員が出席いたしました。

５月２１日、東京国際フォーラムにおいて、町村議会議長・副議長全国研修会が開催され、議長・副議長が出席いたしました。

５月２８日、商工会館において、福崎町商工会通常総代会が開催され、議長が出席し、祝辞を述べてまいりました。

その他の議会活動報告は、お手元に配付の報告書のとおりです。

以上です。

議長 以上で、議会活動報告を終わります。

また、例月出納検査の報告書、定期監査結果報告書及び陳情書が議長宛てに提出されておりますので、その写しを配付しております。

さらに、地方自治法第１００条第１３項及び会議規則第１２９条の規定により議員を派遣したので、議会調査研究事業実施要領第６条の規定により、議員派遣の報告について配付しております。

次は、議案の上程及び議案説明であります。

これより、報告第２号 令和５年度福崎町一般会計予算繰越明許費にかかる繰越計算書の報告についてから、議案第４３号 調停の申立てについてまでの１２件について、町長の提案内容の説明を求めてまいります。

町長 皆様、おはようございます。本日は、第５１４回福崎町議会定例会にご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

もち麦の収穫が終わり、町内の田んぼでは代かきや田植えの作業が進んでいます。農家の皆様方にとっては最も忙しい時期だろうと思います。田植えが終わっても、山林に近い農地ではイノシシやシカの獣害対策用のノリ網や電気柵の設置が必要です。また、秋の収穫までの間、月１回程度の草刈りが重労働でもあります。こういった農家の皆様のご苦勞のおかげで、秋にはおいしい新米ができるのだと思うと感謝しかありません。

さて、世界の情勢を見ますと、長引くロシアとウクライナとの戦争や中東情勢

の悪化などを受け、原材料やエネルギー価格の高騰が続いています。その影響により、私たちの生活においても物価高が進み、賃金の上昇が物価の上昇に追いついていない状況にあります。

我が国の経済状況はといいますと、3月決算では、大企業は最高益を計上しているところが多かったように思います。一方で、第一四半期、1月から3月の実質GDP成長率は、速報値ですが年率換算でマイナス2%となっており、特に中小企業においては一概に景気がよいとは言えない状況かと思えます。

そのような中で、今開催されている通常国会においては、政治改革が大きな争点となっています。与野党の改革案が提出され、国会で審議されていますが、早くこの問題に決着をつけ、物価高で苦しんでいる国民が安心して暮らしていける政策の実現に向けて力を注いでいただきたいと思います。

また、兵庫県におきましては、今年度の重点事業の一つとして「若者・Z世代応援パッケージ」を発表し、「学びやすい兵庫」、「子どもを産み育てやすい兵庫」、「住みやすい兵庫」、「働きやすい兵庫」を目指して県政を進められています。福崎町においても「子育て支援と教育環境の充実」は重要施策でありますので、県と協力して若者世代が暮らしやすい社会の実現を目指してまいります。

続いて、各課からの所管事項報告です。

総務課です。

選挙人名簿の定時登録者数は、6月1日の基準日現在、男7,326人、女8,007人、計1万5,333人となり、3月の定時登録より29人の減となっています。

令和6年は、岩手県遠野市と福崎町が平成26年8月23日に友好都市共同宣言に調印してから10周年になります。8月26日に遠野市において記念式典を予定しており、福崎町議会議員の皆様、また、児童交流で遠野市を訪問している福崎町の子どもたちと一緒に祝います。

企画財政課です。

まち・ひと・しごと創生総合戦略は、令和7年度から5年間の第3期について、今後、推進会議委員の意見をいただきながら、人口減少社会に対応するための人口ビジョン、基本目標、アクションプランの策定に取り組みます。

また、自治体情報システムの標準化については、戸籍・住民基本台帳や地方税など18の基幹業務について、令和7年度末の完了に向けて、標準準拠システムへの適用作業等を行います。

出納室では、5月末日で令和5年度の出納を閉鎖し、決算書及び決算報告書の調整を行っています。

税務課です。

令和6年度の納税通知書等は、5月10日に軽自動車税及び固定資産税を、5月13日に住民税特別徴収を発送しました。町県民税の納税通知書は6月14日に、国民健康保険税・後期高齢者医療保険料・介護保険料の納入通知書は7月10日に発送すべく準備を進めています。

出納閉鎖に向け電話催告を実施、また、滞納整理対策委員会では、関係課の滞納者リストを基に合同徴収対象者リストを作成し、計画的に合同徴収を行います。

また、今年度は、個人住民税における定額減税やそれに伴う調整給付についても、適切に事務を進めていきます。

地域振興課です。

福崎夏まつりは、8月9日に福崎東中学校において開催します。総おどり、夜店、打ち上げ花火など、地域を元気に盛り上げます。

貴重な自主財源の確保の手段であるふるさと納税事業ですが、プロジェクトチームを5月10日に立ち上げました。寄附金額の増収に努めます。

商工会と連携した「中小商業者応援券」10%プレミアム付き商品券事業について、9月1日から実施します。

6月18日、駅前観光交流センターに3Dトリックアートが完成しますので、除幕式を開催し、新たな観光スポットとして情報発信します。

第2回手話ダンス甲子園は、9月22日にエルデホールで決勝大会が行われます。今年は全国7か所で予選大会があり、近畿大会は7月13日に姫路リバーシティで開催されます。

住民生活課です。

福崎町消防団では、4月7日に入退団式及び幹部・新入団員教養訓練を実施しました。福崎町消防操法大会を5月12日に開催し、小型動力ポンプでの32分団による熱戦が繰り広げられ、庄分団が優勝、駅前分団が準優勝、福田分団が3位という結果でした。優勝した庄分団は、来る6月23日に兵庫県広域防災センターで開催される中播磨地区消防操法大会に福崎町代表として出場します。これから出水期を迎えるため、消防団による水防講習会を6月13日に開催します。神崎郡3町で進めている中播消防署建替事業については、本署・北部出張所とも基本設計及び実施設計業務の委託契約を締結し、現在、基本設計業務を進めています。

神崎郡ごみ処理施設建設事業は、用地造成工事に着手しました。また、ごみ処理施設建設事業者については、プロポーザル方式により、ヒアリング等を実施し、優先交渉権者を決定しました。今後、請負契約の締結に向けて協議を進めます。

福祉課では、手話を使用しやすい環境づくりを推進することにより、手話を必要とする方の意思疎通を行う権利が尊重され、安心して生活することができる共生社会を実現するため「手話言語条例」の制定に向けて取り組んでいます。

また、急激な物価高騰対策として、国の総合経済対策に基づいた住民税非課税世帯などへの給付金を早急に届けることができるよう事務を進めています。

ほけん年金課です。

4月から保健センター内にこども家庭センター「ふくさきっこステーション」を開設しました。全ての妊産婦や子育て世帯、子どもへの切れ目のない相談・支援を行います。

保健事業では、特定・基本健康診査、がん検診を6月8日から7月23日まで土・日を含み11日間実施します。一人でも多くの方に受診していただき、生活習慣病などの重症化を予防し、町民の皆さんの健康を守ります。

食育事業では、神戸医療未来大学と連携した親子運動教室や食生活の大切さを学んでいただく学童食育教室を6月3日から年間を通して行います。

予防接種事業では、4月から50歳以上の方を対象に、带状疱疹ワクチンの接種費用に対する助成を実施しています。

農林振興課です。

令和6年度産米の作付面積については、農会長や農家の皆様のご理解とご協力により、前年度同様の306ヘクタールの作付け見込みとなりました。

令和6年産もち麦の状況について、今年2月からの例年になく多雨の影響により、一部のは場で湿害が発生し、生育不良が見受けられることから、例年よりやや低めの状況であり、収穫量はおよそ40トンを見込んでいます。

高岡地区の三谷池 県営ため池整備事業は、仮設道路等の撤去が完了し、5月7日に完成しました。

高岡福田地区 県営ほ場整備事業につきましては、早期完成に向け、残る工区及び補完する工事を進めます。

まちづくり課です。

道路橋梁事業では、福崎駅へのアクセス強化を図るため、引き続き町道福崎駅田原線及び千束新町線を、また、通学路の交通安全確保を図るため、大貫山田線を、それぞれ関係者の協力を得ながら用地買収等を推進します。

橋梁では、福崎町橋梁長寿命化修繕計画に基づく定期点検の実施や橋梁の補修工事を実施します。

河川では、今年度も緊急浚渫事業債を活用し、支障木の伐採などを実施します。

都市計画では、地元及び県と調整を図りながら、土地利用基本計画の変更を実施するとともに、特別指定区域見直しの検討を進めます。

また、町内に点在する空き家等の適正管理、活用促進については、令和５年度に作成した「空き家等対策計画」に基づき推進します。

上下水道課です。

水道事業、工業用水道事業、下水道事業の３会計について、決算を取りまとめました。今後、監査委員の審査に付して、９月定例会に決算認定の議案を提出します。

上下水道事業審議会においては、下水道及び工業用水道の適正な料金水準についての審議を６月中旬から始めます。

水道事業では、三ノ宮配水池送配水管更新工事に継続して取り組みます。また、八反田水管橋耐震補強工事の実施に向けて、入札準備を進めています。

工業用水道事業では、中播消防署西側の七種川水管橋更新工事詳細設計業務の入札準備を進めます。

下水道事業の汚水施設整備では、昨年度に引き続き、日本下水道事業団と協定を締結し、ストックマネジメント計画の策定を進めます。

雨水施設整備では、川すそ雨水幹線工事及び直谷第２雨水幹線工事に継続して取り組んでいます。特に川すそ雨水幹線工事においては、現在、交通量の多い播但道福崎南ランプ付近で夜間施工を実施しており、細心の注意を払いながら工事を進めます。

学校教育課です。

６月１日に小学校の運動会を実施し、子どもたちは元気いっぱいの演技を披露してくれました。議員の皆様におかれましては、ご多用の中ご臨席を賜り、子どもたちの演技に心温まるご声援をいただき、誠にありがとうございました。

中学２年生が体験学習を行う「トライやる・ウィーク」は、６月３日から５日間でいい、本日、最終日を迎えます。２校合わせて１９２人の生徒が６３の事業所にお世話になっています。各事業所におかれましては、通常業務の上、貴重な時間と労力を割いて生徒たちに真摯に向き合っていただいていますことにお礼を申し上げます。

小・中学校６校の特別教室の空調設備設置及び照明のＬＥＤ化工事について、仮契約を締結しました。議決をいただいた後、夏休みを中心に安全に十分配慮しながら工事を進めます。

遠野市との児童交流事業は５回目となります。町内小学校６年生を対象に遠野市訪問団員を募集し、５１人の応募をいただきました。８月２５日から２７日までの予定で１５人の児童が遠野市を訪問して子ども同士の交流を行い、両市町の絆を深めます。

社会教育課です。

福崎町子ども会球技大会は6月15日に田原小学校において開催を予定しています。

第45回山桃忌は、8月3日にエルデホールにおいて、第1部「柳田國男の旅」として、山桃忌式典、講演及びシンポジウムを行います。8月4日には、第2部「柳田國男の旅と民俗芸能」として、沖縄の民俗芸能「沖縄芝居」「沖縄エイサー」の披露を予定しています。

さて、今議会に提出した議案は、報告2件と議案10件の計12件です。

報告第2号から報告第3号までは、一般会計及び下水道事業会計の各会計における令和5年度予算の繰越計算書について報告するものです。

議案第34号は、個人住民税の定額減税及び固定資産税の負担調整措置の特例等について、福崎町町税条例の一部を改正するもので、地方自治法第179条第1項の規定により、やむを得ず令和6年3月30日に専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求めるものです。

議案第35号 中播公平委員会委員の選任は、任期満了に伴う人事案件で、現委員を引き続き選任することについて、それぞれ議会の同意を求めるものです。

議案第36号から38号までの3議案は、兵庫県市町村職員退職手当組合、兵庫県町議会議員公務災害補償組合及び兵庫県後期高齢者医療広域連合におけるそれぞれの規約の変更を構成団体と協議することについて、議会の議決を求めるものです。

議案第39号 福崎町国民健康保険税条例の一部を改正する条例は、後期高齢者支援金等課税分に係る課税限度額が引き上げられたことなどから、本条例に所要の改正を行うものです。

議案第40号 福崎町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例は、租税特別措置法改正に伴い、条例改正を行うものです。

議案第41号 令和6年度福崎町一般会計補正予算（第1号）は、既定の総額に、歳入歳出それぞれ2億3,860万円を追加し、101億7,160万円とするものです。

議案第42号は、町内の小中学校全6校の特別教室空調設備等設置工事に係る工事請負契約を締結するに当たり、議会の議決を求めるものです。

議案第43号は、県道甘地福崎線の道路改良工事に必要な土地の寄附等に関する協定書に関し、合意事項の履行を求める調停の申立てを行うため、議会の議決を求めるものです。

以上、報告が2件、議案は、専決の承認が1件、人事案件が1件、規約変更が3件、条例改正が2件、補正予算が1件、契約案件が1件、調停の申立てが1件の計10件、合計12件となっています。

詳細説明は、副町長ほか、担当課長が行いますので、ご審議賜り、ご賛同いただきますよう、よろしくお願い申し上げまして、冒頭の挨拶とさせていただきます。

議 長 ただいま町長から上程議案に対する概要の説明が終わりました。

これから議案番号順に詳細なる説明を求めてまいります。関連する議案は複数で説明を求める場合がございますので、あらかじめご了承ください。

日程第4 報告第2号 令和5年度福崎町一般会計予算繰越明許費にかかる繰越計算書の報告について

議 長 日程第4、報告第2号 令和5年度福崎町一般会計予算繰越明許費にかかる繰

越計算書の報告についてを議題といたします。

本案に対する詳細なる説明を求めます。

企画財政課長 報告第2号についてご説明申し上げます。

この報告は、3月議会で議決をいただきました令和5年度一般会計予算の繰越明許費について、繰越計算書を調製いたしましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、報告をさせていただきますものです。

次のページをご覧ください。令和5年度繰越明許費の繰越計算書です。

翌年度繰越額は、2款 総務費、1項 総務管理費の町長車購入事業の660万円から、次のページの9款 教育費、4項 社会教育費の図書館施設改修事業の400万円までの12事業の合計6億2,184万円でありまして、令和5年度3月補正時の繰越明許費予算7億2,560万円のうち、既に令和5年度中に執行済みとなった経費等を差し引いた、その残額を繰り越ししています。

報告第2号の資料に繰越明許費に係る事業内容と財源内訳をお示ししていますので、資料をご覧ください。

翌年度繰越額は、2款 総務費で、町長車（アルファード）の購入事業が660万円、戸籍の振り仮名表記に伴うシステム改修費が1,450万円、3款 民生費で、令和5年12月2次補正で予算化しました低所得世帯支援臨時給付金給付事業の事務費・給付金が415万円、令和6年1月専決で予算化しました低所得世帯・低所得子育て世帯支援臨時給付金給付事業の事務費・給付金が7,159万円、5款 農林水産業費で、地域計画策定に係る目標地図作成業務委託が200万円、町営ため池整備事業の南大貫宮の池の仮設道路設置工事費が3,500万円、7款 土木費で、道路維持改修事業の西治長野線の舗装改修工事費が3,000万円、町単道路新設改良事業で、大貫山田線の測量設計委託料が100万円、社会資本整備総合交付金事業で、福崎駅田原線・大貫山田線の測量設計・物件調査委託、土地購入費、物件移転補償費が3,200万円、9款 教育費で、小学校費・中学校費とも特別教室空調設備等整備事業に係る工事監理委託及び工事費がそれぞれ2億720万円と2億1,380万円、図書館施設改修事業で、高圧受電設備改修工事費が400万円となっています。

繰越財源は、既収入特定財源が社会資本整備総合交付金事業で令和5年度に借り入れた地方債が1,390万円、国・県支出金が2億3,515万3,000円、地方債が3億6,070万円、差引き一般財源が1,208万7,000円となっております。

以上、報告第2号の説明とさせていただきます。よろしく願い申し上げます。

日程第5 報告第3号 令和5年度福崎町下水道事業会計予算繰越計算書の報告について

議長 次、日程第5、報告第3号 令和5年度福崎町下水道事業会計予算繰越計算書の報告についてを議題といたします。

本案に対する詳細なる説明を求めます。

上下水道課長 報告第3号 令和5年度福崎町下水道事業会計予算繰越計算書の報告について、ご説明申し上げます。

この報告は、令和5年度下水道事業会計予算の一部を翌年度に繰り越したため、地方公営企業法第26条第3項の規定により報告するものでございます。

次のページをお開きください。繰越計算書です。

繰越額は、款、資本的支出、項、建設改良費で、公共下水道に係る建設改良事業4億2,180万3,000円のうち2億134万円です。繰越しに至った理

由は、右端「説明欄」にも記載していますが、農閑期に合わせて施工期間を設定したことや、関係機関との協議に時間を要したことなどによるものです。

なお、繰越予算に係る財源は、国庫補助金 9,631 万 2,000 円、企業債 9,660 万円、損益勘定留保資金 842 万 8,000 円を予定しております。

繰越事業の箇所及び予定額などについては、報告第 3 号資料をご覧ください。右上の表に記載のとおり、契約・未契約分を合わせまして、雨水幹線工事関連が 4 件、計画策定業務が 1 件、合計 5 件の工事や業務を繰り越しました。

以上、報告第 3 号の説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

日程第 6 議案第 34 号 専決処分の承認を求めることについて（福崎町町税条例の一部を改正する条例）

議長 次、日程第 6、議案第 34 号 専決処分の承認を求めることについて（福崎町町税条例の一部を改正する条例）を議題といたします。

本案に対する詳細なる説明を求めます。

税務課長 議案第 34 号 専決処分の承認を求めること（福崎町町税条例の一部を改正する条例）についてご説明申し上げます。

今回の改正は、「令和 6 年度税制改正の大綱」による、地方税法や同法施行規則など上位法令の改正が令和 6 年 3 月 30 日に公布されたことに伴い、やむを得ず同日、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により専決処分し、4 月 1 日から施行したもので、同条第 3 項の規定により、議会に報告し、承認を求めるものです。

改正内容につきましては、過疎化や高齢化といった地方の課題を解決し、地方活性化に取り組むため、住民生活に密着した行政サービスを支える地方公共団体の税収をしっかりと確保するとともに、税源の偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系を構築するため、地方税制について所要の措置を行うものです。

議案第 34 号資料 1 ページには、主な改正点をお示ししております。

1 点目は、今回の改正の一番大きなものとなりますが、定額減税についてです。令和 6 年度の個人住民税について、定額による所得割の特別控除を実施します。本人 1 万円、配偶者を含めた扶養親族 1 人につき 1 万円の合計額を所得割の額から控除します。合計額が所得割を超える場合は、所得割の額を限度とします。今回の条例改正には関係ありませんが、参考までに所得税についても同様に 1 人 3 万円の控除がされます。

次に、特別控除の実施方法ですが、給与所得に係る特別徴収の場合、令和 6 年 6 月の特別徴収を行わず、特別控除後の町県民税の額を令和 6 年 7 月分から令和 7 年 5 月分の 11 か月で均等に徴収いたします。資料の右上にイメージをお示ししております。

次に、普通徴収の場合、特別税額控除前の税額を基に算出した第 1 期分（令和 6 年 6 月分）の税額から控除し、第 1 期から控除しきれない場合は、第 2 期（令和 6 年 8 月分）以降税額から順次控除します。こちらも資料の右上、先ほどの 1 つ下にイメージをお示ししております。

最後に、公的年金等に係る特別徴収については、特別控除前の税額を基に算出した令和 6 年 10 月分の特別徴収税額から控除し、控除しきれない場合は令和 6 年 12 月分以降順次控除します。こちらも先ほど同様、右側にイメージをお示ししております。

次に、2 点目となります。こちらは固定資産税における土地の負担調整措置についてです。これは、地価の上昇等により、固定資産税の課税標準となるべき価

格が上昇した土地については、税負担の急激な上昇を緩和すべく課税標準額を調整する措置を実施します。資料の下段以降にイメージをお示ししています。前年度の課税標準額を当該年度の評価額で割ったものが負担水準となりまして、負担水準の割合において、課税標準額を決定します。イメージでは商業地等の場合をお示ししておりますが、負担水準が20%を超え、60%未満の場合は、課税標準額が前年度の課税標準額に当該年度の評価額の5%を加算したものになります。60%以上70%以下の場合は、課税標準額は据え置かれます。70%を超える場合は、評価の70%が課税標準額になります。また、地価等の下落傾向が見られる場合、固定資産税の課税標準となるべき価格を修正することができる下落修正措置を実施します。負担調整措置並びに下落修正措置については、これまでも実施されてきたものであり、令和6年度から令和8年度においても引き続き実施するものです。

その他の改正として、個人住民税、固定資産税等の減免について、減免事由に該当することが明らかであり、かつ、減免する必要があると町長が認める場合には、職権による減免を可能とする規定を追加するもの、令和6年能登半島の災害により住宅や家財等の資産について損失が生じたときは、令和5年中に生じたものとして、令和6年度分の個人住民税について、その損失を雑損控除の適用対象とすることができるものとしたことなども併せて改正いたします。

なお、資料2ページ以降は、その他の改正を含めた新旧対照表をお示ししておりますのでご参照ください。

以上で、議案第34号の説明とさせていただきます。ご審議いただき、承認いただきますよう、よろしくお願いいたします。

日程第7 議案第35号 中播公平委員会委員の選任について

議長 次、日程第7、議案第35号 中播公平委員会委員の選任についてを議題といたします。

本案に対する詳細なる説明を求めます。

副町長 議案第35号 中播公平委員会委員の選任についてご説明申し上げます。

中播公平委員会は、昭和53年7月に共同設置されたもので、現在、構成団体は神崎郡3町と5つの一部事務組合となっています。委員は3名で、委員の任期は4年であります。

委員のうち、神河町の谷口勝則氏の任期が、この6月30日をもって満了することから、本委員会を構成する関係町長、及び一部事務組合管理者が協議する中、引き続き谷口勝則氏を選任したく、地方公務員法第9条の2第2項の規定に基づき、議会の同意をお願いするものであります。

谷口氏の住所は、神河町上小田867番地、生年月日は昭和31年11月12日で現在67歳であります。経歴等につきましては、議案第35号資料をご覧ください。最終学歴、職歴等は、ページ左側に記載しているとおりでございます。また、右側には中播公平委員としての抱負をお示ししています。参考としまして、ページ下側には任期一覧表をお示ししていますので、ご参照ください。

谷口勝則氏は人格が高潔で人事行政にも精通され、識見が高く、公平委員会委員として適任でありますので、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

日程第8 議案第36号 兵庫県市町村職員退職手当組合規約の一部変更について

日程第9 議案第37号 兵庫県町議会議員公務災害補償組合規約の一部変更について

議 長 次、日程第 8、議案第 36 号 兵庫県市町村職員退職手当組合理約の一部変更について及び日程第 9、議案第 37 号 兵庫県町議会議員公務災害補償組合理約の一部変更について、両議案を一括議題といたします。

両案に対する詳細なる説明を求めます。

総務課長 議案第 36 号 兵庫県市町村職員退職手当組合理約の一部変更について説明いたします。

議案です。地方自治法第 286 条第 2 項の規定により、令和 6 年 7 月 1 日付で事務所の位置を変更することに伴い、兵庫県市町村職員退職手当組合理約を次のとおり変更することについて協議するもので、地方自治法第 290 条の規定により議会の議決をお願いするものでございます。

次のページは、兵庫県市町村職員退職手当組合理約の一部を改正する規約になりますが、議案説明資料の新旧対照表で説明をさせていただきます。

新旧対照表の右側、旧の欄です。「第 4 条 組合の事務所は、神戸市中央区下山手通 4 丁目 16 番 3 号、兵庫県民会館内に置く。」とあるうち、下線部分について、左側の新ですが「兵庫県神戸市中央区東川崎町 1 丁目 3 番 3 号、神戸ハーバーランドセンタービル内」に改めます。

議案第 36 号の説明は以上です。

続きまして、議案第 37 号 兵庫県町議会議員公務災害補償組合理約の一部変更について説明いたします。

議案です。地方自治法第 286 条第 1 項の規定により、関係法令に合わせた文言整理及び令和 6 年 7 月 1 日付で事務所の位置を変更することに伴い、兵庫県町議会議員公務災害補償組合理約を次のとおり変更することについて協議するもので、地方自治法第 290 条の規定により議会の議決をお願いするものでございます。

次のページは、兵庫県町議会議員公務災害補償組合理約の一部を改正する規約になりますが、議案説明資料の新旧対照表で説明をさせていただきます。

新旧対照表の右側、旧の欄です。第 3 条の 2 は「町議会議員等の範囲」の条文で、「町議会議員等は、次に掲げる者とする」としておりまして、その第 2 号の「市の議会議員（地方自治法第 252 条の 19 第 1 項の指定都市、同法第 252 条の 22 第 1 項の中核市又は同法第 252 条の 26 の 3 第 1 項の特例市の議会議員を除く。）」の規定について、左側の新ですが「2 以上の町の区域の全部又は一部をもって市を置いた場合における当該市の議会議員」に改めます。これは地方自治法の改正に伴う修正です。

次に、「事務所の位置」の条文ですが、「第 4 条 組合の事務所は、神戸市中央区下山手通 4 丁目 16 番 3 号に置く。」とあるうち、下線部分について、左側の新で「神戸市中央区東川崎町 1 丁目 3 番 3 号」に改めます。

以上、議案第 37 号の説明とさせていただきます。2 議案ともよろしくご審議賜り、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

日程第 10 議案第 38 号 兵庫県後期高齢者医療広域連合理約の一部変更について

議 長 次、日程第 10、議案第 38 号 兵庫県後期高齢者医療広域連合理約の一部変更についてを議題といたします。

本案に対する詳細なる説明を求めます。

ほけん年金課長 議案第 38 号 兵庫県後期高齢者医療広域連合理約の一部変更についてご説

明申し上げます。

議案をご覧ください。

地方自治法第291条の3第1項の規定により、兵庫県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更について協議し、同法第291条の11の規定により議会の議決を求めるものです。

議案第38号の説明資料、新旧対照表をご覧ください。

昨年12月に公布された「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律」により、本年12月2日から被保険者証が廃止されるため、被保険者証の引渡し、返還などの事務がなくなることから、広域連合規約第4条ただし書及び別表第1に定める「関係市町が処理する事務」について、所要の改正を行います。

また、現行規約では、広域連合及び市町で行う事務を明示的に記載しておりますが、今後同様の法改正がされた場合、規約変更を行うことなく、法改正に準じた対応を可能とするため、第4条で広域連合の事務を高齢者の医療の確保に関する法律等に基づく事務と規定します。

施行期日は、令和6年12月2日からです。

以上で、説明を終わります。ご審議を賜り、ご賛同いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

議長 ここでしばらく休憩いたします。

再開を40分といたします。

◇

休憩 午前10時24分

再開 午前10時40分

◇

議長 会議を再開いたします。

日程第11 議案第39号 福崎町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

議長 日程第11、議案第39号 福崎町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本案に対する詳細なる説明を求めます。

税務課長 議案第39号 福崎町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

国民健康保険事業は平成30年度から県が財政運営責任主体となり、市町ごとの医療費水準や所得水準等に応じた標準保険料率と納付金額を提示し、町は県が提示した標準保険料率を参考に国民健康保険事業費納付金を納めるための財源となる町の国保税の税率等を決定しています。

例年、税率を設定するに当たっては、被保険者の負担が急激に増加することをしてできるだけ抑制するよう、基金の活用により軽減を図っています。

兵庫県においては、全市町合意のもと、将来的な同一所得・同一保険料を目指し、保険料水準の統一に向けたロードマップを策定しており、全市町にアンケートを実施した上で、各市町の標準保険料率への移行目標を令和9年度と定め、原則令和12年度には標準保険料率への完全統一を基本方針としています。

このような状況も踏まえて、令和6年度の税率設定については、令和5年度の決算見込みや基金の保有状況等を勘案し、基金も800万円を活用しつつ、当初予算で採用した標準保険料率を基に、税率改正を提案させていただきます。

議案第39号説明資料の1ページ、2ページをご覧ください。

令和5年度の出納閉鎖を経て、実際は数値が確定している状況でございますが、国民健康保険運営協議会で諮られた資料を基に、まずは国保会計の決算見込みのご報告をさせていただきます。

1ページの歳入では、保険税は全体で270万円の減収となる見込みです。県支出金では、歳出における療養給付費が減額見込みであることから、約6,680万円の収入減となる見込みです。繰入金では、一般会計繰入金が290万円の減となる見込みです。歳入全体で予算現額に対し、約7,200万円の減収見込みとなりました。

2ページの歳出では、大きな割合を占める保険給付費は約8,570万円の減となりました。歳出全体で約9,000万円の減となり、収支差引き額は約1,800万円となる見込みです。翌年度繰越分を差し引いて積み立てると、令和5年度末では約2,500万円の基金残となる見込みです。令和6年度当初予算では800万円の基金の取崩しを行い、被保険者の負担軽減を図りました。

今回、税率改正と合わせた上位法令の改正により、低所得者対策である国民健康保険税の軽減の制度において、軽減判定所得を見直し、軽減対象となる世帯の拡大を図る改正と課税限度額の改正も同時に行われます。

これら改正の概要については、7ページから8ページにお示ししておりますが、初めに税率改正の根拠についてご説明いたします。

4ページをご覧ください。

こちらでは、基礎課税分（医療分）についてお示ししています。左上段、（1）税率等をご覧ください。左の列には現行税率、右の列には改正案の税率をお示ししています。所得割、現行税率6.40%を改正案6.57%に、均等割2万5,600円を2万7,900円に、平等割1万7,900円を1万8,300円に改めます。

次に、右側（2）基礎数値をご覧ください。こちらは令和5年度の実績から推計した年度平均値を計上しています。被保険者数は3,050人、世帯数は2,050世帯です。

次にその下、左側をご覧ください。積算内訳と題した表の合計欄が、ア現行税率で試算した場合の調定見込額で、1億8,769万7,000円となっております。中央部分は、イ改正案の税率で計算した場合の調定見込額は、1億9,584万3,000円となりました。この調定額の差は、一番右側の表、ウ比較の合計欄の814万6,000円となります。

それぞれ点線の枠内一番下の表をご覧ください。1世帯当たりの調定額及び1人当たりの調定額をお示ししております。現行税率では1世帯当たりの調定額は9万1,560円、改正案では1世帯当たり9万5,533円となり、その差は3,974円となっております。次に、現行税率の1人当たりの調定額は6万1,540円、改正案は6万4,211円となり、その差は2,671円です。

次に、5ページをご覧ください。こちらでは、後期高齢者支援金等課税分についてお示ししています。4ページと同様、一番右の表が現行税率と改正案を比較した表となり、846万7,000円が調定見込額の差となります。

一番下の表をご覧ください。先ほどと同様1世帯当たりの調定額及び1人当たりの調定額をお示ししております。1世帯当たりでは4,130円の増、1人当たりでは2,776円の増となっております。

次に、6ページをご覧ください。こちらでは、介護納付金課税部分についてお示ししています。4ページと同様に一番右の表が現行税率と改正案とを比較した

表となり、266万3,000円が調定見込額の差となります。

一番下の表をご覧ください。同様に1世帯当たりの調定額及び1人当たりの調定額をお示ししています。1世帯当たりでは3,551円の増、1人当たりでは3,061円の増となっています。

ここで資料4ページに戻っていただき、右下の「医療分＋後期高齢者支援分＋介護保険分」と記載してある表をご覧ください。

こちらは4ページから6ページにわたる医療分、後期高齢者支援分、介護保険分の差額の合計をお示ししております。国保会計全体では、1世帯当たり調定額は1万1,655円、1人当たり調定額では8,508円の負担増となります。

次に、3ページにお戻りください。この表は、4ページから6ページまでの試算をまとめたもので、前提として左上に記載のとおり、令和6年度全体として、保険税軽減分を補填する一般会計からの保険基盤安定繰入分を合わせ、収納必要額が3億4,900万円となります。これは、当初予算で財政調整基金繰入金800万円を繰り入れ、当初予算と現行税率と令和6年度税率案を比較したものととなります。医療分、支援分、介護分それぞれを計算し、一番上の合計全体分で見ますと、上段は当初予算、中段の現行税率では、右から4列目「a＋c－A」で約2,700万円の不足が生じます。この不足を補うため、医療分・支援分・介護分それぞれ太枠内にお示ししております税率案で積算しますと、これでも約440万円の減となりますが、今後の賦課状況も鑑み、所得割は令和6年度当初予算の積算で用いた標準税率どおりとし、均等割、平等割は予算時に用いた金額から端数調整した税率を採用したものです。不足分については、基金の繰入れで対応します。

次に、7ページ上段の表をご覧ください。4ページから6ページにお示しした、改正案を表にしたものです。上段に改正後の税率または金額、下段には改正前の税率または金額を記載しています。

次に、下段の表をご覧ください。

税の軽減につきましては、所得基準が条件に該当している方については、均等割額、平等割額について、それぞれの割合で軽減いたします。先ほど上段の表でお示しましたが、医療保険分、後期高齢者支援分、介護保険分のそれぞれの均等割額、平等割額が変更になるため、軽減額も変更となるものです。

2行目には通常の税額、Aには7割軽減が適用されたときの軽減後の税額、Bには5割軽減が適用されたときの軽減後の税額、Cには2割軽減が適用されたときの軽減後の税額をお示しし、また、上段に改正後、下段に改正前の税額をお示ししていますのでお目通しください。

次に、8ページをご覧ください。

1点目の課税限度額の改正は、後期高齢者支援金課税分に係る課税限度額を現行の22万円から24万円に2万円を引き上げます。これにより生じた額で、中間所得者層の被保険者の負担軽減を図ります。

2点目の5割軽減、2割軽減の基準額の見直しの図は、前ページの下段の表の2列目、「世帯の所得の金額」の欄のB、5割軽減、C、2割軽減のところで2段書いている部分を図で説明しております。軽減判定所得を5割軽減では1人当たり5,000円、2割軽減では1万円増額することで、5割軽減、2割軽減の対象となる世帯が拡大します。7割軽減は従来どおりです。

資料9ページには国民健康保険運営協議会における諮問書・答申書、資料10ページには国保税改正の推移、資料11ページには基金保有状況をお示ししておりますのでご参照ください。条例の改正部分につきましては、資料12ページか

ら 17 ページまでの新旧対照表にお示ししておりますのでご参照ください。

なお、この条例は公布の日から施行し、令和 6 年 4 月 1 日から適用いたします。
また、改正後の規定は、令和 6 年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和 5 年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によるものとします。

以上で、議案第 39 号の説明とさせていただきます。ご審議賜りご賛同いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

日程第 12 議案第 40 号 福崎町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例について

議長 次、日程第 12、議案第 40 号 福崎町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本案に対する詳細なる説明を求めます。

ほけん年金課長 議案第 40 号 福崎町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

議案第 40 号説明資料の 1 ページをご覧ください。改正の概要です。

今回の改正は、租税特別措置法の一部改正により、兵庫県の福祉医療費助成事業実施要綱の一部が改正されたことに伴い、県の制度と同様に改正するものです。改正の内容は引用条番号の条ずれに伴うもので、租税特別措置法「第 41 条の 3 の 3」が「第 41 条の 3 の 11」に変更されたため、この規定を引用している該当箇所を改正いたします。

施行期日は、県要綱の施行日が 6 月 1 日であるため、公布の日から施行し令和 6 年 6 月 1 日から適用することとします。

2 ページに新旧対照表をお示ししておりますのでご参照ください。

以上で、説明を終わります。ご審議を賜り、ご賛同いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

日程第 13 議案第 41 号 令和 6 年度福崎町一般会計補正予算（第 1 号）について

議長 次、日程第 13、議案第 41 号 令和 6 年度福崎町一般会計補正予算（第 1 号）についてを議題といたします。

本案に対する詳細なる説明を求めます。

企画財政課長 議案第 41 号についてご説明申し上げます。

令和 6 年度福崎町一般会計補正予算（第 1 号）は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 2 億 3,860 万円を追加し、補正後の予算総額を 101 億 7,160 万円とするものであります。

議案の 1 ページ、2 ページの第 1 表 歳入歳出予算補正の内容につきましては、事項別明細書に沿って説明させていただきます。

まず、歳出からご説明いたします。

事項別明細書の 11 ページ、12 ページをご覧ください。

2 款 総務費、1 目 一般管理費の 12 節 委託料で、電算システム改修委託料 150 万円を計上しております。これは、6 月から実施する職員の給与から源泉徴収される所得税の定額減税に対応するため、人事給与システムの改修を行うものです。

同じく、1 目 一般管理費の 18 節 負担金補助及び交付金で、地域防災組織育成助成事業助成金 80 万円を計上しています。これは、一般財団法人自治総合セ

ンターのコミュニティ助成事業で、自主防災組織が行う地域の防災活動に直接必要な設備等の整備費を助成するもので、小倉区の防災備蓄用の物置及び発電機、担架、車椅子の整備で、事業費総額８２万５，０００円、助成金８０万円の助成申請をしたところ、令和６年３月末に助成金の決定があったため、このたび予算化するものです。財源は雑入の地域防災組織育成助成事業助成金を１０分の１０充当しております。

次に、１４目 定額減税補足給付金給付費では、１億７，０００万円の増額補正としています。議案４１号資料の１ページをご覧ください。この事業は、国が令和５年１２月に閣議決定した「新たな経済に向けた給付金・定額減税一体措置」によるもので、定額減税を補足する給付として、定額減税の実施と併せて給付金を給付するものです。給付対象者は、福崎町の令和６年度個人住民税納税者で、納税者及び配偶者を含めた扶養親族数に基づき算定される定額減税可能額が、令和６年分推計所得税額または令和６年度分個人住民税所得割額を上回る者に対し、当該上回る額の合算額を基礎として、１万円単位で切り上げて算定した額を給付します。給付方法は、マイナンバーカード公金受け取り口座登録者には申請不要のプッシュ式で、その他の方には確認書送付により順次給付します。申請期限につきましては、１０月３１日としています。

補正予算額につきましては、事項別明細書、１１、１２ページに戻っていただきまして、給付金事務を行う会計年度任用職員の報酬及び費用弁償９０万円、需用費１０万円、役務費の電話料、郵便料、振込手数料が１７０万円、委託料の確認書などの発送に伴う封入封かん業務委託料が６０万円、該当者抽出、給付金額算定、確認書作成等を行うための給付金給付システム利用料が４１０万円、給付事務用パソコン３台分の電算機器借上料が６０万円、定額減税補足給付金が対象者４，０００人で１億６，２００万円を計上しています。財源は、国庫補助金の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の給付金・定額減税一体支援枠分を事業費の１０分の１０の１億７，０００万円充当しております。

次に１３、１４ページをご覧ください。

３款 民生費、１目 災害救助費の３０万円の増額は、能登半島地震への職員派遣関連経費で、石川県珠洲市へ県の令和６年度第９陣として職員２名を５月２６日から６月２日までの８日間派遣し、義援金等事務支援に従事しました。その必要経費として、時間外勤務手当１４万円、災害支援派遣旅費１２万５，０００円、需用費は災害支援用の消耗器材費１万円と派遣車両のガソリン代２万５，０００円をそれぞれ計上しています。

次に１５、１６ページをご覧ください。

７款 土木費、１目 道路橋梁総務費の１２節 委託料、弁護士委託料６０万円の増額は、議案第４３号のサンライズ工業株式会社に対する調停の申立てに係る弁護士の着手金等を計上しております。

次に、１７、１８ページをご覧ください。

８款 消防費、２目 非常備消防費の１０節 需用費、事業用消耗器材費３９６万円の増額のうち１２０万円は、一般財団法人自治総合センターのコミュニティ助成事業により、消防団員用ライフジャケットを８０着購入するものです。財源は雑入の地域防災組織育成助成事業助成金(消防団育成分)を１００万円充当しております。

同じく１０節 需用費、事業用消耗器材費３９６万円のうち２７６万円及び１７節 消防用資機材購入費２４４万円の計５２０万円の増額は、「消防団の力向上モデル事業」により、消防庁から委託され事業を行うものです。

議案４１号資料２ページをお開きください。

この事業は、全国的に消防団員が減少する中、団員の確保・地域防災力の充実強化を図るため、モデル事業を行うもので、事業内容は、長距離連結送水訓練の実施と訓練に必要なヘルメット、ホース、携帯無線機の購入を行うものです。財源は国庫委託金の消防団の力向上モデル事業委託金を５００万円充当しております。

事項別明細書、１７、１８ページに戻っていただきまして、３目 消防施設費の５１３万５，０００円の増額補正は、余田分団の軽四積載車がトランスミッション不調のため、更新を行うものです。補正予算額は、諸経費として１１節 役務費で自動車登録手数料及び自動車保険料を１２万８，０００円、２６節 公課費で自動車重量税を７，０００円、１７節 備品購入費の消防用ポンプ等購入費で軽四積載車の購入費用５００万円をそれぞれ計上しております。財源は、町債の消防施設機動備品購入事業債を車両購入費の１００％、５００万円充当しております。

次に１９、２０ページをご覧ください。

９款 教育費、１０目 文化財保護費の１４６万５，０００円の増額は、文化庁の「令和６年度伝統文化親子教室事業（地域展開型）」が令和６年４月３０日に採択されたため事業を行うものです。事業の内容につきましては、議案４１号資料３ページをご覧ください。この事業は国（文化庁）委託事業で、子どもたちが親とともに地域の伝統文化・生活文化等を計画的・継続的に体験・修得できる機会を提供する取組を支援するもので、高岡地区で８月から１０月にかけて秋祭り用のシデ折り体験及び華道体験などを実施するものです。補正予算額につきましては、事項別明細書１９、２０ページに戻っていただきまして、７節 報償費で華道体験指導及びシデ折り体験指導の講師などの講師等謝礼を１２万５，０００円、１０節 需用費で華道体験及びシデ折り体験用の材料費などの事業用消耗器材費を２０万円、１１節 役務費で参加者の行事保険料を１０万円、１２節 委託料で地域の祭り保存会にシデ折り教室実施を委託するための伝統文化教室実施委託料を１０４万円計上しています。財源は、国庫委託金の「伝統文化親子教室事業（地域展開型）委託金」を事業費の１０分の１０の１４６万５，０００円充当しております。

次に２１、２２ページをお開きください。

９款 教育費、３目 町民グラウンド管理費の１２節 委託料、工事実施設計業務委託料、工事監理業務委託料の２４０万円の増額及び１４節 工事請負費、スポーツ公園夜間照明設備改修工事費の５，０００万円の増額補正については、老朽化しているスポーツ公園ソフトボール場の夜間照明設備の改修について、スポーツ振興くじ助成金の助成申請をしたところ、令和６年４月に助成金の交付内定があり、このたび増額補正を行うものです。

議案４１号資料４ページをご覧ください。スポーツ公園ソフトボール場の６本の支柱に４０灯ある水銀灯を撤去し、ＬＥＤ照明３０灯を設置いたします。事項別明細書２１、２２ページに戻っていただきまして、財源は地方債がスポーツ公園夜間照明改修事業債で３，２７０万円、その他がスポーツ振興くじ助成金で助成対象経費限度額３，０００万円の３分の２の８０％の１，６００万円となっています。

次に事項別明細書２３ページをご覧ください。今回の補正に伴う給与費明細書をお示ししております。

次に、歳入のご説明をします。歳出の説明と重複する部分は割愛させていただ

きます。

事項別明細書 5 ページ、6 ページをご覧ください。

20 款 繰越金では、歳入歳出予算補正の調製に係り一般財源不足を補うため、前年度繰越金を 172 万 6,000 円増額しております。

次に、7 ページ、8 ページをご覧ください。

21 款 諸収入、1 目 雑入の 3 行目、消防施設整備地元負担金 163 万 4,000 円の増額補正は、余田分団の地元負担金の増額が軽四積載車の購入費用 500 万円から町補助金 3 分の 2 の 333 万 3,000 円を差し引いた 166 万 7,000 円と令和 6 年度から町補助金を 10 万円未満切捨てから千円未満切捨てに変更したことにより、当初予算に計上していましたが西谷分団の小型動力ポンプ購入に係る地元負担金が 70 万円から 66 万 7,000 円となり、3 万 3,000 円の減額で、2 分団の合計では 163 万 4,000 円の増額となっています。

同じく、1 目 雑入の一番下、兵庫県町土地開発公社解散による残余財産配分金 327 万 5,000 円の増額補正は、公社解散に係る福崎町の出資金 150 万円と公社の余剰金 1,882 万 4,000 円を構成町 12 町で均等割 5 割・公社利用実績割 5 割で算定した額 177 万 5,000 円の合計額が配分されるものです。

以上が、歳入歳出予算補正に係る説明であります。

次は、議案表紙にお戻りください。

第 2 条「地方債の補正」につきましては、議案の 3 ページをご覧ください。歳出でご説明しましたスポーツ公園の夜間照明改修事業に充当するため、スポーツ公園夜間照明改修事業債を 3,270 万円追加します。

次に、4 ページをご覧ください。これも歳出でご説明しました余田分団軽四積載車購入費に係る消防施設機動備品購入事業債を 500 万円増額の 700 万円とするものです。利率、償還方法は、それぞれ記載のとおりであります。

以上、議案第 41 号 令和 6 年度一般会計補正予算（第 1 号）の説明とさせていただきます。よろしくご審議賜り、ご賛同いただきますようお願い申し上げます。

日程第 14 議案第 42 号 工事請負契約について（特別教室空調設備等設置工事）

議長 次、日程第 14、議案第 42 号 工事請負契約について（特別教室空調設備等設置工事）を議題といたします。

本案に対する詳細なる説明を求めます。

学校教育課長 議案第 42 号 工事請負契約について（特別教室空調設備等設置工事）の説明を申し上げます。

5 月 27 日に一般競争入札を執行いたしました特別教室空調設備等設置工事に係る工事請負契約を締結するに当たり、地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号の規定により、議会の議決をお願いするものです。

契約の相手方は、議案書のとおり、姫路市三左衛門堀東の町 14、テラマエ設備工業株式会社 代表取締役 田中清徳氏で、契約金額は 2 億 8,369 万円です。

議案第 42 号資料をお願いいたします。右側に入札結果をお示ししております。入札の経緯はご覧のとおりであります。

続きまして、工事の概要について説明させていただきます。資料左側の工事概要をご覧ください。

工事箇所は町内小学校４校と中学校２校です。

主な工事の内容は、（１）特別教室等の空調設備の新設、（２）職員室等の空調設備の更新、（３）中学校２校の受電設備の更新、（４）特別教室等のＬＥＤ照明への更新であります。

表は、各校の空調設備整備の教室等をお示ししております。表の左側が新設で、図書室や家庭科室、理科室などのこれまで空調設備がなかった部屋に新たに設置いたします。福崎小学校から福崎東中学校で５３室あります。表の右側が更新で、職員室やコンピューター室、校長室など、空調設備が老朽化しているものを更新します。福崎小学校から福崎東中学校で２５室あります。

工事期間は、令和７年２月２８日までとし、夏休みを中心に工事を進め、できるだけ早期の完成を目指します。

以上、議案第４２号 工事請負契約について（特別教室空調設備等設置工事）の提案説明とさせていただきます。

ご審議賜り、ご賛同いただきますようお願いいたします。

日程第１５ 議案第４３号 調停の申立てについて

議長 次、日程第１５、議案第４３号 調停の申立てについてを議題といたします。
本案に対する詳細なる説明を求めます。

まちづくり課長 議案第４３号 調停の申立てについてご説明申し上げます。

当議案は、令和２年３月１８日付の「県道甘地福崎線の道路改良工事に必要な土地の寄附等に関する協定書」に基づく合意事項について、履行することの調停の申立てを行うため、地方自治法第９６条第１項第１２号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

調停の相手方は、神崎郡福崎町福田１１８番地、サンライズ工業株式会社 代表取締役 中島一郎氏です。

申立ての趣旨・理由につきましては、兵庫県が実施中の県道甘地福崎線道路改良工事におきまして、必要な土地については、相手方からの申入れにより寄附によるものなどとして定めた「県道甘地福崎線の道路改良工事に必要な土地の寄附等に関する協定書」に基づきます合意事項について、履行することの調停を求めるものであります。

協定書では、相手方は県道甘地福崎線の道路改良工事に必要な事業用地、こちらについては寄附とすること、また、同事業用地に対しては、固定資産税の免除についてなどが定められているわけですが、相手方は固定資産税の免除等の利益を受けるのみで、合意事項についてはいまだ不履行であるため、調停手続により、この問題の早期解決を図りたいと考えています。

議案第４３号説明資料をご覧ください。

説明資料の１ページ目には協定書の写しを、２ページ目には県道甘地福崎線の計画平面図、今回の協定書に関します事業用地についてお示しをしております。

資料１ページをご覧ください。

この協定書では、県道甘地福崎線の道路改良工事に必要なサンライズ工業所有地、こちらの寄附について、令和２年３月１８日にサンライズ工業と福崎町が協定いたしましたものでございます。

協定内容の主なものについて、ご説明申し上げます。

まず第４条第１項です。こちらでは、福田字西田黒９９番、こちらは現在は相手方の仮登記状態となっているわけですが、町が寄附を受けるためには、土地及

び物件について、相手方が所有権の完全取得、本登記を行うことを明記してございます。また、第２項では、仮登記となっている土地を含め、事業用地に存する物件、こちらにつきましては、相手方の負担において撤去することと明記されてございます。次に、第５条第１項、こちらでは事業用地の寄附の手続は、相手方と福崎町が協力して行うこと、また、第２項では用地測量については兵庫県が、分筆や所有権移転については福崎町が行う旨が明記されており、相手方はこれに協力することとなっております。第６条では、申立て理由の中でも触れましたが、相手方が寄附する事業用地については、固定資産税の全額免除、こちらを行うこととなっております。

福崎町といたしましては、協定書に記載されている内容、税の免除などについてはきちんと履行しており、また、兵庫県においては、一部についてはまだ交渉中ではございますが、他の所有者が所有されていた用地、こちらの買収を行い、その箇所の工事も実施しております。

また、この合意事項の履行に向け、兵庫県を含め、相手方と何度も調整会議を行ってまいりました。しかしながら、現在におきましても相手方の履行、土地の寄附等を行われていないため、このままでは事業については休止状態とならざるを得ず、拡幅いたしました道路の供用が遅れることとなり、あわせて事業効果の発揮についても遅れることとなってしまいうため、このたび、裁判所に調停を申し立て、第三者等の意見を聞きながら、早期の解決、協定書の合意事項の早期履行について求めていくものでございます。

以上、議案第４３号 調停の申立てについての提案説明とさせていただきます。よろしくご審議いただき、ご賛同賜りますようお願いいたします。

議

長 以上で、本定例会１日目の日程は終わりました。

定例会２日目は６月１１日火曜日、午前９時３０分から再開いたします。

本日はこれにて散会いたします。お疲れさまでした。

散会 午前１１時２３分